

※掲載している情報は集約した時点のものです。各制度のくわしい内容等は、担当窓口にご確認ください。

総合政策部総合政策課

R3.4.20現在

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援（市民の方向け）

市の事業

県の事業

国の事業

その他の事業

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
減免・徴収猶予等	市税の徴収猶予	市税の徴収猶予についての相談対応	感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方	市県民税（普通徴収・特別徴収）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税などの税目が対象	収税課 (0859) 23-5105
	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予についての相談対応	感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入等の著しい減少が見込まれる方	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	保険課 (0859) 23-5121
	社会保険料等の猶予に関する相談受付	厚生年金保険料等の猶予	厚生年金保険料等を一時に納付することにより事業の継続等を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当する方	猶予制度に関する一般的な質問を受付	米子年金事務所 (0859) 34-6111
	国民年金保険料等の猶予に関する相談受付	国民年金保険料等の免除・納付猶予申請 国民年金保険料学生納付特例申請	収入減となる業務の喪失や売り上げの減少などが一定の要件に該当する方	国民年金保険料免除・納付猶予申請に関する相談及び申請の受付	米子年金事務所 生活年金課 淀江支所 [米子年金事務所] (0859) 34-6111 [生活年金課] (0859) 23-5142
生活支援	感染症に係る融資制度等に必要の証明書の交付手数料の減免	手数料の減免	新型コロナウイルス感染症に係る融資制度等により証明書を必要とする方	証明書の交付手数料の減免 【減免対象】 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍附票の写し、戸籍一部事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、納税証明書	市民課 市民税課 収税課 淀江支所 [市民課] (0859) 23-5144 [市民税課] (0859) 23-5114 [収税課] (0859) 23-5102
	県営住宅の提供	県営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇、雇い止め及び廃業等により、住宅の退居を余儀なくされ、住居を喪失した離職者の方	一時的な住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供	【鳥取県】 西部総合事務所 生活環境局 建築住宅課 (0859) 31-9751
	市営住宅の提供	市営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う解雇等により、社員寮等の退去を余儀なくされ、住居を喪失した離職者（喪失見込みの者も含む）	一時的な住まいとして使用していただけるよう市営住宅を提供	住宅政策課 (0859) 23-5263
	家賃相当額を支給	住居確保給付金の支給	離職・廃業または休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方	原則3ヶ月、最長9ヶ月、家賃相当額を市から大家等に支払 ※家賃相当額は世帯人数によって上限額有 ※令和2年度中に新規申請をした方で、一定の求職活動要件と収入要件等を満たす方は、最長12ヶ月まで支給期間を延長することができます。	福祉課 (0859) 23-5151
子育て	子育て世帯への特別支援給付金	子育て世帯生活支援特別給付金事業	①児童扶養手当受給世帯 ②「①以外」の住民税非課税の子育て世帯	感染症の影響を経済的な困難を抱えている住民税非課税及び児童扶養手当受給世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。 【支給額】児童1人当たり5万円	子育て支援課 (0859) 23-5135
教育	感染症予防物品を整備	感染症予防物品整備	小中学校全教室534教室	小中学校における感染症予防対策として必要な感染症予防物品を購入	教育総務課 (0859) 23-5421
	県立高等学校の授業料支弁が困難な場合に減免	授業料の減免（県立高等学校）	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、県立高等学校の授業料を減免	【鳥取県】 高等学校課 (0857) 26-7929

		市の事業		県の事業		国の事業		その他の事業			
		内容		支援		対象者等		支援内容・取組内容		担当窓口	
生活支援		経済的自立を援助しその扶養する児童等の福祉向上を図るための資金貸付	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子家庭等の方や寡婦の方	【生活資金（生活安定期間）】 （対象）ひとり親となって7年未満の者（貸付額） 生計中心者：月額上限 10万5千円 生計中心者以外の者：月額上限 7万円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合、上限 31万5千円 【生活資金（失業貸付期間）】 （対象）失業中の者（貸付額） 生計中心者：月額上限 10万5千円 生計中心者以外の者：月額上限 7万円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合、上限 31万5千円	子育て支援課	(0859) 23-5135				
		新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施	生活福祉資金貸付制度	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、一時的または継続的に収入が減少した世帯	生活福祉資金制度における特例貸付を実施。 【主に休業された方の世帯向け】 緊急小口資金：（対象）新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（貸付額）20万円以内※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、一定要件に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。（申請受付期限）令和3年6月末まで 【主に失業された方等の世帯向け】 総合支援資金：（対象）新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（貸付額）2人以上世帯：月額 20万円以内 単身世帯：月額 15万円以内（貸付期間）原則3月以内	社会福祉協議会	よなご暮らしサポートセンター (0859) 35-3570				
		事業主から休業手当を受け取っていない中小企業の労働者への給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	令和2年10月1日から令和3年4月30日までの間に事業主の指示により休業した労働者のうち、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取ることができない方	休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給	【厚生労働省】 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター	0120-221-276				
		国民健康保険の被保険者で、感染症に感染した被用者を対象に支給する手当金	国民健康保険傷病手当金	米子市国民健康保険の被保険者のうち、事業主から給与等の支払いを受けている被用者で、感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われるために、労務に服することができなくなった方	【支給額】 直近の3か月間の給与等の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数 ※ただし、給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、傷病手当金を支給できない場合があります。また、1日当たりの支給額には上限があります。 【支給期間】 労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日 【支給適用期間】 令和2年1月1日から令和3年6月30日	保険課	(0859) 23-5126				
		感染症に感染し、療養のため働くことができない場合も利用できることができる手当金	傷病手当金	業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ健康保険等の被保険者 ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと ※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。 ② 4日以上仕事を休んでいること ※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待機期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。 ※待機期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含む。	健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができる制度 【一日当たりの支給額】 傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額	ご加入の健康保険者におたずねください	—				
感染対策	マスクの寄付、並びにマスクを必要とされる方への配布バンク制度	とっとりささえあいマスクバンク	新型コロナウイルス感染症で重症化するおそれがある基礎疾患のある方、困窮家庭など	マスクを必要とされる方へ、県民から寄付されたマスクを届ける	【鳥取県】 西部総合事務所 地域振興局	(0859) 31-9637					
相談窓口	感染に関する相談	新型コロナウイルス感染に関する相談窓口	市民の方	相談の受付及び対応	健康対策課	(0859) 23-5452					

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
	相談窓口	ワクチンに関する相談	新型コロナウイルスのワクチン接種に関する相談窓口	市民の方	相談の受付及び対応	健康対策課 (新型コロナワクチン接種推進室)
感染症の影響による生活上の相談		新型コロナウイルスの影響による個人の生活上の困りごとに関する相談窓口	市民の方	相談の受付及び対応	福祉課	(0859) 23-5151
生活の困りごとや不安についての相談		生活困窮者自立相談支援	市民の方	相談の受付及び対応 (支援プラン作成及び自立支援)	福祉課 (実施機関：米子市社会福祉協議会)	よなご暮らしサポートセンター (0859) 35-3570
感染症の影響による市営住宅の家賃を納付することが困難な方の相談受付		市営住宅の家賃の相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなど、家賃を納付することが困難な方	相談の受付及び対応	住宅政策課	(0859) 23-5263
水道に関すること及び米子市下水道使用料の支払いのご相談		水道料金等の支払の相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金、修繕工事費及び米子市下水道使用料の支払いに困難な事情がある方	水道料金、修繕工事費及び米子市下水道使用料の支払いに関する相談受付	水道局営業課 下水道営業課	[水道局営業課] (0859) 32-9917 [下水道営業課] (0859) 34-1371
経済対策・雇用に関する電話相談窓口		市民向け相談窓口	市内で雇用されている方	経済対策・雇用に関する電話相談に対応	経済戦略課	(0859) 23-5216
子育て、ひとり親家庭等に関する相談		こども総合相談窓口	市民の方	子育て、ひとり親家庭等に関する各種相談に対応	こども相談課 子育て支援課	[こども相談課] ふれあいの里 (0859) 23-5469 [子育て支援課] 市役所本庁舎 (0859) 23-5135
新型コロナウイルス感染症に関する相談		新型コロナウイルス感染症相談窓口	お問い合わせ先がわからない方や、お困りの方	新型コロナウイルス感染症に関する各種お問い合わせ	【鳥取県】	(0857) 26-7799
新型コロナウイルス感染症に関するご家庭におけるお困りごとのご相談		家族まるごと相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮、入院患者家族支援、学校休業など、家庭に関する困りごとがある方	各種支援施策や手続きの窓口、専門相談窓口等のご案内	【鳥取県】 県庁福祉保健課	(0857) 26-7688
「こころ」の不調や不安などを感じていらっしゃる方の相談		心のケア	新型コロナウイルス感染拡大で「こころ」の不調や不安などを感じている方	相談受付	【鳥取県】 西部総合事務所 福祉保健局	(0859) 31-9310
子育てや教育に関する相談		教育相談電話	不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとがある方、	電話相談員が相談に対応 心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとに対応するための定期的な専門医による教育相談会の紹介	【鳥取県】 教育相談窓口	(0857) 31-3956
雇用の不安などの相談		労働に関する相談	雇用の不安などのある方 (個人向け)	雇用の不安などに中小企業労働相談所(みなくる)の相談員が対応	【鳥取県】 みなくる米子	0120-662-396
感染症の影響に伴う就活に関する相談		学生の就職に関する相談	就職に関する相談のある学生	学生向けの就職相談の受付	【鳥取県】 ふるさと鳥取県 定住機構米子支所	090-4805-7693

内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
市内の店舗で使用できるプレミアム付商品券の発行	もっと買って応援！ よなごプレミアム付商品券	米子市民	1冊7,000円分の商品券を5,000円で販売 販売数：100,000冊 利用期間：R3年8月31日まで ※当選者への販売は、5月2日までです	商工課 米子市プレミアム付商品券コールセンター (0859) 22-1332
県内の飲食店で利用できるプレミアム付お食事券	とっとり Go To Eat キャンペーン	県内にお住まいの方が主な対象ですが、制限はありません (県外にお住まいの方も利用可能)	県内の飲食店で利用できるプレミアム付お食事券の販売 【販売価格】 1冊8,000円(額面10,000円) ※プレミアム率25% 【販売期間】令和3年5月31日まで 【利用期間】令和3年6月30日まで 【購入限度】 1人につき1回2冊(額面20,000円)まで ※購入回数に制限なし ※県内で一定の基準以上の感染拡大が発生した場合は食事券の販売、利用を一時停止します。	とっとりGo To Eatキャンペーン コールセンター (0570) 200-155
鳥取県及び島根県民が利用した対象の観光施設や体験型観光メニュー、宿泊施設の料金の一部を支援	#WeLove山陰 キャンペーン	鳥取県及び島根県民	【助成対象】 ・県内宿泊施設への宿泊料、観光施設の入館料、体験型メニューや観光ガイド等の利用料 ・旅行会社が催行する鳥取県民対象の鳥取県内日帰り旅行商品 ・県内の宿泊または、日帰り旅行を行った鳥取県民に対して配布されたプレミアムクーポン券の利用料金 【補助上限】 ・宿泊施設：一人一回当たり5,000円(補助率1/2) ・宿泊施設以外：一人一回当たり3,000円(補助率1/2) ・プレミアムクーポン券：一人一回当たり2,000円(補助率10/10) 【利用期限】令和3年5月31日	【鳥取県】 観光戦略課 (0857) 26-7099
学び直し・スキルアップを目的として職業能力の開発等に係る講座を受講する場合の経費の補助	社会人スキルアップ・ 再就職支援事業	本市に住所を有する社会人の方 (15歳以上で学生又は生徒でない方。公務員除く。)	【補助上限】 5万円(補助率1/2) 【対象講座】 雇用保険法第60条の2第1項の厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る講座、その他これに類するものとして市長が認める講座 【対象経費】 入学金、受講料、教材費、その他市長が必要と認める費用の合計額 【申請受付期間】令和3年6月30日	経済戦略課 (0859) 23-5216
スポーツイベント主催者に感染症対策に係る物品を貸与	地域スポーツイベント 感染防止対策事業	スポーツイベントの主催者	【支援内容】 スポーツイベント開催に係る感染症対策に必要な物品を貸与 ※スタンド型検温器、飛沫防止用透明パーティション、感染症対策注意喚起用看板等	スポーツ振興課 (0859) 23-5426
米子市内のライブハウスやホール等を会場として行われる有料イベントの減収分補助	イベント開催促進事業	新型コロナウイルス感染症対策のため入場者数を50%以下に制限して米子市内のライブハウスやホール等を会場としてイベントを主催する個人・団体・事業者等	ホールやライブハウス等で開催する有料イベントにおいて入場制限を行った場合の入場料の一部を補助 【補助上限】 50万円(補助率 定員減少分の1/2相当) 【対象イベント】 音楽、演劇、舞踊その他芸術、パフォーマンス、伝統芸能、大衆芸能など ※研修会、式典等は除く。 ※無観客公演や動画撮影は対象外 ※ドリンクチャージ等、飲食費は除く 【補助対象期間】令和3年9月30日まで。 ただし受付期間は令和3年9月15日(水)まで。	文化振興課 (0859) 23-5436
施設使用料の減額	芸術文化活動 応援事業	芸術文化イベントの主催者	【支援内容】 芸術・文化イベントを開催する場合の施設使用料を50%減額 【対象施設】 文化ホール、淀江文化センター、公会堂、美術館 【補助対象期間】令和3年9月30日まで。	文化振興課 (0859) 23-5436

その他

※各支援事業は、新型コロナウイルス感染症の状況や予算の都合等により、本表に記載の期間内であっても事業を終了する場合があります。事業の詳細や実施状況等については、各担当窓口にお問い合わせください。